

平成28年7月から被扶養者の 認定基準及び取扱いを一部変更いたします！④

～ 今月は、パート・アルバイト等の給与収入の取扱いについてお知らせします。～

認定対象者にアルバイト・パート等の給与収入がある場合の捉え方について

被扶養者の扶養認定において、認定対象者に恒常的な収入がある場合、その額は、収入基準額(年額130万円、ただし、障害を給付事由とする公的年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は180万円)未満であることが認定の条件となり、収入の形態に合わせ、年額、月額又は日額で捉えることになっています。

(1)アルバイトやパート等の給与収入にかかる認定の可否とは…

給与収入は、通勤手当等諸手当を含む月額及び年額により認定の可否を判定いたします。

このため、被扶養者として認定を受けながらアルバイトやパートをする場合、月額基準額未満(108,334円未満又は150,000円未満)での就労が原則となりますので、毎月の収入管理をお願いいたします。

(2)賞与に相当する報酬がある場合は…

賞与は、支給月の給料額には含めず、年間収入として合算し、次に該当するときに認定となります。

60歳未満の場合

12ヶ月分の給料+賞与の額<130万円

60歳以上の場合

12ヶ月分の給料+賞与の額+年金額<180万円

(3)扶養認定申告にかかる提出書類の取扱いは…

アルバイトやパート等給与収入のある方を新たに扶養認定する場合、収入額が月額基準額未満であることが原則となります。そのため、雇用契約書の提出が必須となり、その書面を確認し、向こう1年間の収入見込額が基準額未満であると判断できる場合に認定いたします。

平成28年7月から、勤務時間や勤務日数等の記載のない雇用契約書及び勤務時間等を調整することで基準額内にするという申出については、収入基準額未満であることが確認できないため、取扱わないことにいたします。

1 認定継続

【収入基準を満たす収入例①】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	120万

※年間を通して月額収入基準額未満であるので、認定は継続となります。

【収入基準を満たす収入例②】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	9万	10万	11万	11万	10万	9万	11万	10万	11万	10万	9万	10万	121万

※月額収入基準額を超過した月があるが、3ヶ月連続又は平均して超過した月がなく、また、年間基準額(130万円)未満であるので、認定は継続となります。

また、「雇用契約書」の様式上、通勤手当が明記されていない場合は、確認のうえ追記してください。

(4)月額基準額を超過してしまった場合の取扱いは…

給与収入については、月額の基準額が定められていることから、基準額未満での就労が原則となりますが、諸事情により月額基準額を超過したときは、現在の①の取扱いに②の取扱いを追加し、いずれかに該当した場合、認定取消となりますのでご注意ください。

① 収入が3ヶ月連続して月額基準額を超過したときは、最初に超過した月の一日に遡り、恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなし、当該日を認定取消日とします。

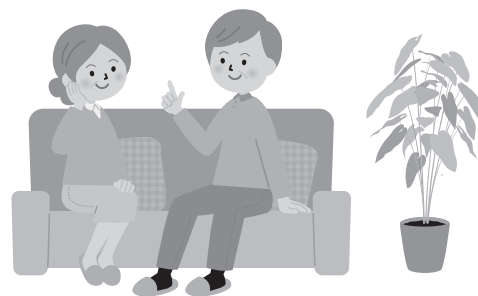
② 連続する3ヶ月の平均が月額基準額を超過したときは、その平均を超過した最初の月の1日から、恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなし、認定取消とします。(取消日は、基準額を超過した月の1日)

なお、就労月と給与支払月が異なることが明記された給与明細書等の提出があった場合は、支払日の属する月を基準とします。

また、3ヶ月連続又は平均して月額基準額以上の収入がなくても年間基準額を上回った場合は、基準額を上回った年の1月1日に遡り、認定取消となります。

(5)扶養認定の可否にかかる具体的な取扱いは…

認定継続及び認定取消についての収入例をまとめたので、ご参照ください。



【収入基準を満たす収入例……賞与有③】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	120万
賞与						3万						3万	6万
合計	10万	10万	10万	10万	10万	13万	10万	10万	10万	10万	10万	13万	126万

※年間を通して月額収入基準額未満であり、賞与と合わせても130万円未満であるので、認定は継続となります。
(12ヶ月分の給与+賞与 < 130万円)

【収入基準を満たす収入例……賞与有④】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	9万	10万	11万	11万	10万	9万	11万	10万	11万	10万	9万	10万	121万
賞与						3万						3万	6万
合計	9万	10万	11万	11万	10万	12万	11万	10万	11万	10万	9万	13万	127万

※月額収入基準額を超過した月があるが、3ヶ月間連続又は平均して月額収入基準額を超過した月はなく、また、賞与と合わせても年間基準額(130万円)未満であるので、認定は継続となります。
(賞与は支給月の合計額には含めず、年間収入に含める。)



2 認定取消

【扶養取消となる収入例①】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	14万	10万	10万	13万	10万	10万	13万	10万	10万	10万	10万	10万	130万

※3ヶ月間連続又は平均して月額収入基準額を超過した月はないが、年間収入の合計が年間基準額(130万円)以上であるため、当該年の1月1日に遡り、認定取消となります。

【扶養取消となる収入例②】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	9万	9万	11万	12万	12万	9万	10万	10万	9万	10万	9万	10万	121万

※3月～5月までの3ヶ月間連続して月額収入基準額を超過してしまったため、最初に超過した月の1日である3月1日に遡り、認定取消となります。

【扶養取消となる収入例③】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	9万	11万	10万	10万	9万	9万	12万	12万	10万	10万	9万	10万	121万

※6月～8月までの3ヶ月間の平均が11万円となり月額収入基準額を超過してしまったため、最初に超過した月の1日である7月1日に遡り、認定取消となります。

【扶養取消となる収入例④】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	9万	11万	10万	10万	9万	12万	9万	12万	10万	10万	9万	10万	121万

※6月～8月までの3ヶ月間の平均が11万円となり月額収入基準額を超過してしまったため、最初に超過した月の1日である6月1日に遡り、認定取消となります。

【扶養取消となる収入例……賞与有⑤】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	120万
賞与						5万						5万	10万
合計	10万	10万	10万	10万	10万	15万	10万	10万	10万	10万	10万	15万	130万

※年間を通して月額収入基準額未満であるが、賞与と合わせると130万円以上となるので、当該年の1月1日に遡り、認定取消となります。

【扶養取消となる収入例……賞与有⑥】

(円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	9万	10万	11万	11万	10万	9万	11万	10万	11万	10万	9万	10万	121万
賞与						5万						5万	10万
合計	9万	10万	11万	11万	10万	14万	11万	10万	11万	10万	9万	15万	131万

※月額収入基準額を超過した月があるが、3ヶ月間連続又は平均して月額収入基準額を超過した月はない。ただし、賞与と合わせると130万円以上となるので、当該年の1月1日に遡り、認定取消となります。

- 取消該当となった場合には、所属所の共済事務担当課を通じ(任意継続組合員は直接共済組合へ)、速やかに取消しの手続きを行ってください。